

平成27(2015)年度 奨学金等 制度ガイド

◎奨学金制度とは

奨学金制度とは、進学に必要な能力と意欲をもつ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう経済的、精神的に支援していく制度です。

奨学金には、給付型、貸与型など様々な制度(P2～P3参照)があります。このガイドを読んで奨学金制度について理解していただき、奨学金を積極的に有効活用して下さい。

◎その他高校生等への就学支援(就学支援金制度)について

就学支援金制度とは、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4,200円(年収910万円程度)未満の世帯に就学支援金を支給します。支給限度額等については、P4を参照して下さい。

◎奨学金等制度説明会を開催します

来春(平成28年度)に高等学校等へ進学を希望される生徒及び保護者の方を対象とした奨学金等制度説明会・相談会を下記の日程で開催します。説明会では、各種奨学金制度の紹介のほか、就学支援金制度についても説明します。

・参加は自由です。各回とも内容は同じですので、ご都合のよい会場に参加してください。

なお、受付は開始時間の30分前から行います。

【奨学金等制度説明会・相談会 日程】

回	実施日	開催時間	会場	回	実施日	開催時間	会場
1	8/31(月)	19～20時	鶴見区民センター	13	9/9(水)	※15～16時	西区民センター
2	9/1(火)	※15～16時	クレオ大阪東	14	9/10(木)	19～20時	都島区民センター
3		19～20時	旭区民センター	15	9/11(金)	※15～16時	弁天町ORC200生涯学習センター
4	9/2(水)	※15～16時	東住吉会館	16		19～20時	大正会館
5	9/3(木)	※15～16時	住吉区民センター	17	9/14(月)	※15～16時	淀川区民センター
6		19～20時	難波市民学習センター	18	19～20時	東淀川区民会館	
7	9/4(金)	※15～16時	阿倍野市民学習センター	19	9/15(火)	※15～16時	クレオ大阪西
8		19～20時	平野区民センター	20		19～20時	西淀川区民会館
9	9/7(月)	※15～16時	西成区民センター	21	9/16(水)	※15～16時	大阪歴史博物館
10		19～20時	住之江会館	22	19～20時	総合生涯学習センター	
11	9/8(火)	※15～16時	東成区民センター	23	9/17(木)	※15～16時	クレオ大阪中央
12		19～20時	生野区民センター	24	9/18(金)	19～20時	福島区民センター

(※)については、昼間実施です。

◎奨学金制度全般についての問合せ先

大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター
事務管理担当(奨学費・進路支援グループ)

TEL:06-6575-4646

FAX:06-6575-5280

・電話相談:月～金 9:00～12:00、13:00～17:30
・個別専門相談:月～金 9:30～12:00、13:00～17:00
(個別専門相談は予約制です。)

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2-1-1100 オーク1番街11階

●交通アクセス

- ・地下鉄中央線〈弁天町〉下車
西改札、2-A出口(連絡通路で2階へ直結)
- ・JR大阪環状線〈弁天町〉下車
北口改札(連絡通路で2階へ直結)
南口改札(地下道を通り1階入口前)

高等学校等へ進学のための主な奨学金等制度(概要)

1 大阪市奨学費・大阪府「奨学のための給付金」(給付型)		
名称及び問合せ先	資格	給付額等
<p>大阪市奨学費</p> <p>・大阪市教育委員会 学校経営管理センター 事務管理担当 (奨学費・進路支援グループ)</p> <p>電話(06)6575-4649</p>	<p>経済的理由のために、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という)への就学が困難な生徒で、以下の全ての要件を満たしていること</p> <p>① 高等学校等に在学する生徒 ② 大阪市の区域内に住所がある生徒 ③ 市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く)に属する生徒、または児童養護施設入所者及び里親に委託されている生徒 ④ 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒</p>	<p>○奨学費支給上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年に属する生徒 107,200円(年額) (当該年度中に入学した者に限る) ・上記以外の生徒 72,000円(年額) <p>※大阪府高等学校等奨学のための給付金の対象者となる方は、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。 ※大阪府以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整を行います。</p> <p>○申請方法 在学する学校を通じての申請となります。 ※募集時期については、大阪市教育委員会ホームページ等で別途掲載します。</p> <p>○請求に際しては、領収書等の原本が必要となります。</p>
<p>大阪府国公立高等学校等「奨学のための給付金」</p> <p>・府民お問合せセンター ピピっとライン 電話(06)6910-8001</p> <p>・ご入学された高等学校等</p> <p>・大阪府教育委員会事務局 施設財務課 助成・会計グループ 電話(06)6941-0351 (内3922・6913・6914)</p> <p>※記載の内容は平成27年度に実施しているものです。 平成28年度の内容は、変更となる場合があります。</p>	<p>平成26年4月以降に高等学校等の新1年生に就学した者で、基準日である7月1日現在、以下の全ての要件を満たしていること。</p> <p>① 高等学校等に在学する生徒の保護者等であって、大阪府内に在住していること。 ② 保護者(親権者)等全員(父母の両方)の当該年度の市町村民税所得割額が非課税、又は生活保護(生業扶助)受給である世帯。 ※高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した生徒、又は高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える生徒は対象外となります。 ※児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒等を除く)が措置されている生徒は対象外となります。</p>	<p>○生活保護(生業扶助が措置されている)世帯の生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制、通信制 32,300円 (高等専門学校) 32,300円 <p>○保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯の生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制 37,400円 ・通信制 36,500円 ・(高等専門学校) 37,400円 <p>○保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯の生徒で、かつ次のいずれかに該当する通信制以外の生徒</p> <p>① 当該世帯に扶養されている2人目以降の高等学校に通う生徒 ② 当該世帯に扶養されている高等学校に通う生徒等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる生徒。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制 129,700円 ・(高等専門学校) 129,700円
<p>大阪府私立高等学校等「奨学のための給付金」</p> <p>・府民お問合せセンター ピピっとライン 電話(06)6910-8001</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syogakukyuhuh.html</p>	<p>毎年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしていること。</p> <p>① 保護者等(親権者全員)の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること</p>	<p>○生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制、通信制 52,600円 ・大阪府立大学工業高等学校 32,300円 <p>○当該年度の市町村民税所得割額が非課税の世帯に扶養されている生徒であって、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 15歳以上23歳未満(ただし中学生を除く、以下同じ)の扶養されている兄・姉がいる生徒 ② 15歳以上23歳未満の扶養されている全日制・定時制の高等学校等に在学していない弟・妹がいる生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制 138,000円 ・通信制 38,100円 ・大阪府立大学工業高等学校 129,700円 <p>○上記以外の生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制、定時制 39,800円 ・通信制 38,100円 ・大阪府立大学工業高等学校 37,400円

2 大阪府育英会 (貸与型)		
名称及び問合せ先	資格	貸与額等
<p>大阪府育英会奨学金貸付</p> <p>・公益財団法人大阪府育英会</p> <p>電話(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp</p> <p>※右記は、平成27年4月1日時点の制度を紹介しています。今後、変更になる場合があります。</p>	<p>◇保護者が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望し、又は在籍する生徒の方</p> <p>【所得基準】</p> <p>1 奨学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす 800万円未満) ・私立のみ 市町村民税所得割額 251,100円以上347,100円未満 (同800万円以上1,000万円未満) <p>2 入学時増額奨学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 162,900円未満(同610万円未満) <p>※市町村民税所得割額・年収めやすは、父母(いずれか1人に収入あり)、子ども2人(高校生1人と中学生1人)の4人世帯の場合の一例です。</p>	<p>○就学資金(無利子)</p> <p>貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立・私立とも 授業料実質負担額(※)+その他教育費10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は10万円) <p>※各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実施的な授業料負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立のみ 24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額) <p>○入学時増額奨学資金(無利子)</p> <p>貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立 … 5万円以内 ・私立 … 25万円以内 <p>○申請時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金とも) 中学3年の9月下旬頃～で各中学校が定める期間 ・在学募集(奨学資金のみ) 4月中旬～5月上旬頃で各高校等が定める期間

3 その他の奨学金等 貸付制度(主なもの)		
名称及び問合せ先	資 格	貸 与 額 等
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp ※詳細や問合せは社会福祉協議会事務局へ	◇大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) ◇他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくことになります。)	◇教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 専修学校(高等課程) 高専 … 60,000円以内 ◇就学支度費(無利子) … 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申込み必要があります。 ◎事前相談が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 大阪市子ども青少年局 子ども家庭課 電話(06)6208-8034 http://www.city.osaka.lg.jp/ kodomo/page/ 0000068640.html. ※詳細や問合せは各区保健福祉センターへ	◇20歳未満の子を扶養する母子家庭の母及び、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方) ※返済能力のある母親や第三者を連帯保証人に設ける場合、子ども自身が借主として貸付申請できる場合もあります ※20歳未満の子どもが申請する場合連帯保証人と法定代理人が必要 ※返済能力を有すること	◇修学資金(月額)(無利子) 自宅通学、一般分 高校 … 18,000(30,000)円以内 ◇就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 高校・高専 … 150,000(410,000)円以内 ※金額は国公立、()内は私立 ◎大阪府育英会等との併用については、上限月額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります ◎必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ◎事前相談が必要
交通遺児育英奨学金 公益財団法人 交通遺児育英会 フリーダイヤル 0120-521286 http://www.kotsuiji.com	◇保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時29歳までの人) ◇家計基準 高校・高専 世帯収入が780万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は360万円以下の方	◎奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ◎入学一時金(無利子、1年生のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万、40万、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(03)3221-0888 http://www.ashinaga.org/	◇保護者等が、病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、著しく後遺障害(1~3級)で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生	◇奨学金(月額)(無利子) 高校・高専 国公立 … 25,000円 私立 … 30,000円 ◇入学一時金(無利子、予約採用者に限る) 私立高校 … 30万円
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 http://www.jfc.go.jp/	◇保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 790万円(590万円) 2人 890万円(680万円) 3人 990万円(770万円) 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ※子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	◇生徒1名につき 350万円以内 ◇貸付利率 年2.25% (平成27年2月現在) ◇返済期間 15年以内(交通遺児家庭、又は母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方については18年以内) ◎融資にあたっては審査があります
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 (一財)大阪府地域支援人権金融公社 http://www.hf-osaka.jp/	・高校等に進学を予定している生徒保護者で、市町村等の進路相談窓口の推薦を受けた方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要 ◎直接の申し込みはできません 下記の相談窓口にお問い合わせください ◇大阪市学校経営管理センター事務管理担当(奨学費・進路支援G) 電話(06)6575-4646 ◇大阪府教育委員会 教育振興室高等学校課 電話(06)6946-7599 ※大阪府下(大阪府外)の居住者は、お住まいの市町村等の相談窓口へお問い合わせください	◇高校等 60万円以内 ◇貸付利率 2.25%(平成27年3月現在) ◎融資にあたっては審査があります

◎『大阪市教育委員会のホームページ』

※大阪市教育委員会のホームページには、

【 ①大阪市総合トップ ⇒ ②大阪市民の方へ ⇒ ③教育委員会事務局 ⇒ ④教育 ⇒ ⑤奨学金制度 】

奨学金制度

検索



をご覧ください。

○大阪府内の公立高等学校の就学支援金制度について(公立)

●就学支援金制度の内容

生徒本人が申請手続きを行い、認定を受けることにより、授業料相当分の就学支援金が国から支給されます。就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることで授業料が無償になります。

支給対象となる方

- ・平成26年4月以後に高等学校に入学の方
 - ・高等学校を卒業又は修了されていない方
 - ・高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていない方
 - ・保護者の市町村民税所得割額(親権者合算)が、304,200円(年収910万円程度)未満の世帯
- ※上記の年収910万円程度は、保護者の一方が働き、高校生1名、中学生1名の4人家族の目安です。

申請：在学する高等学校

支給：大阪府から高等学校の設置者へ支払われます。

【就学支援金の支給額】

区分	全日制高校	定時制高校	通信制高校
支給額	月額9,900円(年額118,800円)	月額2,700円(年額32,400円)	1単位当たり年額330円

○大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について(私立)

●授業料無償化制度の内容(平成28年度以降の制度概要)

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となる支援をしています。

支給対象となる生徒等の必要な条件

<就学支援金(国制度)>

- ・生徒が日本国内に住所を有し、高校等に在学していること
- ・保護者の所得(親権者合算)が、所得要件を満たしていること

<授業料支援補助金(府制度)>

- ・生徒及び保護者(親権者全員)が大阪府内に住所を有していること
- ・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること
- ・就学支援金を受給していること
- ・保護者の所得(親権者合算)が、所得要件を満たしていること

申請：就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、全て在学している私立高等学校等で行います。

支給：大阪府から私立高等学校等へ振り込みます。

◆就学支援金・授業料支援補助金の所得基準と支給額(例)

(ア)全日制高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専修学校等の場合

【授業料が年額65万円の学校の場合】※2段書きの上段()は、私立高校等に3人以上通わせている世帯の場合

市町村民税所得割額(親権者合算)	年収めやす	就学支援金(国)	支援補助金(府)	学校の負担	合計	保護者の負担
0円・生活保護・非課税	250万円未満	297,000円	283,000円	70,000円	650,000円	0円
51,300円未満	350万円未満	237,600円	342,400円			
154,500円未満	590万円未満	178,200円	401,800円			
251,100円未満	800万円未満	118,800円	(361,200円)	0円	(550,000円)	(100,000円)
304,200円未満	910万円未満		261,200円		450,000円	200,000円
304,200円未満	910万円未満	0円	(261,200円)	0円	(380,000円)	(270,000円)
304,200円以上	910万円以上		0円		0円	118,800円
					0円	650,000円

※府内の私立高校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯であれば、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯についても支援対象となります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り、特例的に人数に含めます。

(イ)通信制(単位制)高等学校の場合

【授業料が1単位あたり12,000円の学校の場合】

市町村民税所得割額(親権者合算)	年収めやす	就学支援金(国)(1単位あたり)	支援補助金(府)(1単位あたり)	学校の負担	合計	保護者の負担
0円・生活保護・非課税	250万円未満	12,000円	0円	0円	12,000円	0円
51,300円未満	350万円未満	9,624円	408円	1,968円		
154,500円未満	590万円未満	7,218円	2,814円			
304,200円未満	910万円未満	4,812円	0円	0円	4,812円	7,188円
304,200円以上	910万円以上	0円	0円	0円	0円	12,000円

※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

詳細については、【公立高校】在学(進学)する各高等学校等

または 大阪府教育委員会事務局施設財務課就学支援金担当

Tel 06-6941-0351(府庁代表)

【私立高校】府民お問い合わせセンター(ピピっとライン)

Tel 06-6910-8001